

令和6年10月31日

社会福祉法人寿老福祉会に対する特別監査の経過について

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人寿老福祉会
設立認可年月日	平成26年10月23日
所在地	東京都墨田区東墨田三丁目13番地4号
事業所の名称	特別養護老人ホーム寿老の里
経営する事業	社会福祉事業 1種 特別養護老人ホーム（介護福祉サービス） 2種 老人短期入所事業（短期入所生活介護）

2 特別監査に至るまでの経緯

- 令和5年6月30日 届出計算書類等の法定届出期限だが、届出がなかった。
7月10日 一般監査の実施（8月24日）を決定した。
8月10日 法人資金流出について法人から口頭で報告があった。
8月24日 立入検査において、預金通帳等の出入金記録等により、法人資金の不正流出の疑いを確認した。
8月25日 一般監査から切り替えて特別監査の実施（9月14日）を決定した。

3 特別監査の経過

- 令和5年9月14日 立入検査を実施した。
10月23日 社会福祉法第56条第4項の規定により法人に対し改善勧告を发出した。
11月30日 改善勧告に係る改善報告書の提出期限（提出されるも形式的な不備があり、再提出を指示した。）
12月12日 令和5年度末までに改善予定として改善報告書が提出された。
令和6年3月15日 令和5年度末を期限とした改善が未完了であることから、改善報告書の再提出について通知した。
5月10日 改善報告書の再提出期限（提出されるも形式的な不備があり、再提出を指示した。）
5月24日 令和6年度末までに改善予定として改善報告書が提出された。
6月18日 特別監査の継続を決定し、再度改善勧告を发出した。
6月30日 届出計算書類等の法定届出期限だが、届出がなかった。
7月25日 届出計算書類等が提出されたが、不足書類や不備があった。

- 7月31日 法人の運営管理に係る立入検査の実施(8月26日)を決定した。
- 8月26日 立入検査を実施した。
- 9月25日 改善勧告に係る改善状況の1回目の中間報告期限だが、法人から10月末まで報告猶予の依頼があった。
- 10月28日 法人の会計経理に係る立入検査の実施(12月3日)を決定した。
- 10月31日 法人の運営管理に係る立入検査について指導監査結果通知を发出了した。
- 改善勧告に係る改善状況の1回目の中間報告の猶予期限(法人から事情により来庁できず、改めて来庁する旨の連絡があった。)

4 令和5年8月24日及び同年9月14日の立入検査で確認した不適正な法人運営の内容

- (1) 多額の借財について、理事会の決議を受けた上で行われていなかった。
- (2) 債権譲渡契約について、理事会の決議を受けずに契約を締結していた。
- (3) 元理事長が、法人資産を原資として、自らが経営する会社等の負債の穴埋めを行うなど実質的に経済的利益を享受しており、元理事長が自らに対し特別の利益を供与していると認められた。
- (4) 所轄庁に提出された一部の議事録について、改ざんの形跡が認められた。

※ (1から4)まで以外の文書指摘事項は、令和5年度社会福祉法人指導監査結果のとおりである。

5 令和5年10月23日付けの改善勧告の内容

法人外への資金の流出は、元理事長による無断での預金通帳及び法人印の持ち出し、パスワードの変更、会計担当者への支払の根拠のない振込の指示等により行われたものであったこと、また、これらは理事長等の職務の監視を担う理事会のチェック機能が働かない状況で実行されており、法人の運営は著しく適正を欠くものであったと認められたことから、次に掲げる事項について改善措置を講じるよう勧告した。

(1) 利益供与となる金額の確定と回収策

寿老福祉会が負担すべき経費と元理事長が負担すべき経費を区別し、寿老福祉会が負担すべきでない金額を確定させるとともに、回収策を講じること。

(2) 再発防止の取組

ア 財務管理体制の再構築

本事案発生の一因ともなった財務管理体制の不備について改めて検証を行い、法人及び施設の会計処理に内部牽制が働くよう、財務管理体制及び事務手続を見直し、経理規程に基づく会計処理を徹底すること。

イ 内部管理体制の強化

法人理事会において、令和4年度中に不正な支出が確認されいながら、財務管理に識見を有する者として選任された監事が連続して欠席している等により、本件事案に迅速な対応ができなかった等、内部管理体制が十分に機能しなかった実態を踏まえ、

内部管理体制の整備運用を図ること。

6 令和6年5月24日に法人から提出された改善報告書の主な内容

改善事項	主な改善内容	改善時期
利益供与となる金額の確定と回収策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査、裁判の結果を踏まえ、最終的な金額の確定をする。 ・ 弁護士と回収策について検討する。 	令和6年度末まで
再発防止の取組 ア 財務管理体制の再構築 イ 内部管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事であった公認会計士によりデューデリジェンスを実施し、財務調査報告書及び再生計画案を作成した。 ・ スポンサー候補との打合せを行っており、契約締結後にスポンサーの意向も踏まえ、財務管理、内部管理体制の強化を図る。 ・ 預金通帳、法人印等は、全て寿老福祉会の金庫で保管し、直近の給食委託契約等大きな金額の契約は全て理事会の決議を取っている。 ・ 理事会の欠席が続いていた監事は交代した。 	一部改善済み 令和6年度末まで

7 令和6年6月18日付けの改善勧告の内容

法人から改善報告を受けたが、改善勧告に係る措置が十分に講じられているとは認められないため、次のとおり再勧告した。

- (1) 令和5年10月23日付けの改善勧告（以下「前回勧告」という。）(1)に関し法人として調査し、確定した利益供与となる資金の額及びその内訳並びに当該資金の回収策及びその結果を明らかにすること。
- (2) 前回勧告(2)アに関し経理規程の遵守状況について改めて検証し、当該規程にのっとった会計処理が徹底されるよう十分な検討を経た上で措置を講じること。
- (3) 前回勧告(2)イに関し再生手続に向けたスポンサー候補の選定にかかわらず、法人において評議員会、理事会、監事等の各機関がそれぞれ求められる牽制を働かせられるよう内部管理体制の強化を図ること。

8 令和6年8月26日の指導監査結果（運営管理）

文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な

	<p>な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていないので、是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員について、就任承諾書等で就任の意思表示があったことを確認できないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 評議員になることができない者が選任されているので、是正すること。 ・ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について法人において確認がされていないので是正すること。(再指摘事項) ・ 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていないので、是正すること。 ・ 評議員会の日時、場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 評議員会の1週間前までに評議員に招集通知を発していないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 議事録の必要事項が記載されていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 理事の選任が法令に定める適正な手続により行われていないので、是正すること。 ・ 理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 理事を選任する議案を決議するに際し、候補ごとに決議が行われていないので、是正すること。 ・ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 欠席が継続している理事がいるので、是正すること。(再指摘事項) ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 監事を選任する議案を決議するに際し、候補ごとに決議が行われていないので、是正すること。 ・ 正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事がいるので、是正すること。(再指摘事項)
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会があるので、是正すること。(再指摘事項) ・ 監事に対して法人の計算書類等作成業務を委託することを評議員会で決議しているため、是正すること。 ・ 監事に選任されていない者が、監事監査を行っているのでは是正すること。 ・ 理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の招集手続省略に係る同意が確認できないので是正すること。 ・ 議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっているため、是正すること。 ・ 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していないので、是正すること。 ・ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。 ・ 理事長が理事会において、定款の定めるところにより毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 理事長以外の理事が理事会を招集しているため、是正すること。 ・ 定款細則において定められた時期に理事会が開催されていないので、是正すること。 ・ 利益相反取引があった際に、取引における重要な事実を理事会に報告したことが確認できないので、是正すること。 ・ 法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていないので、是正すること。 ・ 必要な書類等の備置きがされていないので、是正すること。 ・ 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続が行われていないので、是正すること。(再指摘事項)
所轄庁が指導監査結果通知を発出した日	令和6年10月31日

※ この指導監査結果は、社会福祉法人寿老福祉会の法人運営に関するものである。(法人が経営する施設・サービスに対する検査結果ではない。)